

年金記録に係る苦情のあっせん等について

年金記録確認栃木地方第三者委員会分

1. 今回のあっせん等の概要

(1)年金記録の訂正の必要があるとのあっせんを実施するもの	14 件
国民年金関係	3 件
厚生年金関係	11 件
(2)年金記録の訂正を不要と判断したもの	11 件
国民年金関係	7 件
厚生年金関係	4 件

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間のうち、昭和60年4月から62年3月までの国民年金保険料については、納付していたものと認められることから、納付記録を訂正することが必要である。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 女
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和14年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : ① 昭和39年10月から41年3月まで
② 昭和60年4月から62年3月まで

国民年金保険料納付記録について照会申出書を提出したところ、昭和39年10月から41年3月までの期間及び60年4月から62年3月までの期間について、納付事実が確認できなかったとの回答をもらった。

申立期間①については、市の職員にさかのぼって納められると言われ、数回に分けて集金人に納めており、申立期間②については、納付組織の集金人に毎月保険料を納付していたはずなので、申立期間が未納とされていることに納得がいかない。

第3 委員会の判断の理由

申立期間②については、申立人は、「毎月納付組織で納付していた。」と主張しているとおり、当時、町内には納付組織が存在し国民年金保険料を取り扱っていたことが確認でき、しかも、申立人は、申立期間当時の集金人の氏名を明確に覚えていることなど、申立内容は信憑性^{びよう}が高いと考えられる。

また、申立期間前後について納付済みであり、申立期間②が未納とされているのは不自然である。

一方、申立期間①については、申立人が、申立期間の国民年金保険料を納付していたことを示す関連資料（家計簿、確定申告書等）は無く、申立期間の保険料納付状況が不明である。

また、申立人の国民年金手帳記号番号が払い出された昭和42年12月時点では、申立期間①の大半が時効により納付できない期間である。

さらに、申立人は42年4月1日発行の国民年金手帳を所持しており、それ

以前に発行された手帳は無いと主張していることから、別の国民年金手帳記号番号によって申立期間①の保険料を納付していたと推認することは困難である。

加えて、申立期間①については、市の被保険者名簿納付記録から「時効消滅」及び「不要」の記載があることも確認できる。

その他の事情を含めて総合的に判断すると、申立人は、申立期間のうち、昭和60年4月から62年3月までの国民年金保険料を納付していたものと認められる。

第1 委員会の結論

申立人の昭和47年4月から49年3月までの国民年金保険料については、納付していたものと認められることから、納付記録を訂正することが必要である。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和19年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和47年4月から49年3月まで
結婚前からずっと母が免除の手續や保険料納付をしていたし、結婚後は妻が夫婦の保険料を納付していた。申立期間について妻が納付済みになっているのに、私のみ申請免除となっていることは納得できない。

第3 委員会の判断の理由

申立人は、「母が免除の手續や保険料の納付をしてくれた。」と主張しているところ、市町村の国民年金被保険者名簿及び社会保険事務所の被保険者台帳の記録によると、申立人は、国民年金に加入後の10年間のうち申立期間を含む9年間について免除の申請をしており、そのうち6年間については保険料を追納している。また、申立人の母も申立人が免除を申請していた期間について免除の申請をしており、申立期間を含め、そのほとんどの期間について保険料を追納していることから、申立内容は信頼できる。

さらに、申立人の妻は、申立期間について保険料納付済みであるほか、社会保険庁の記録によると、昭和49年4月以降は夫婦一緒に原則納付期限内に保険料を納付していたことが推察できる。

その他の事情を含めて総合的に判断すると、申立人は、申立期間の国民年金保険料を納付していたものと認められる。

第1 委員会の結論

申立人の昭和50年4月から同年12月までの国民年金保険料及び付加保険料については、納付していたものと認められることから、納付記録を訂正することが必要である。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏名 : 女
基礎年金番号 :
生年月日 : 昭和22年生
住所 :

2 申立内容の要旨

申立期間 : 昭和50年4月から同年12月まで

納付記録の照会を申し出たところ、申立期間について、納付記録が確認できないとの回答を受けた。国民年金に任意加入し、その後付加年金にも加入した。申立期間の前後は国民年金保険料及び付加保険料を納付しているのに、申立期間のみ未納とすることは考えられず納得できない。

第3 委員会の判断の理由

申立人は、申立期間について、申立期間前後に隣接する各月において国民年金保険料及び付加年金保険料を納付していることから、申立期間である9か月分の保険料のみを未納とすることは不自然と考えられる。

また、申立人は将来に備えて家計状況等を熟慮の上、国民年金に任意加入し、相当期間に渡り付加保険料も納付していることから国民年金保険料の納付意識は高かったことが推認でき、申立人の「申立期間のような間が抜けている納付の仕方をするはずがない。」という主張には^{しんびようせい}信憑性がある。

さらに、申立人の国民年金加入期間において申立期間を除き未納は無く、加えて、国民年金保険料及び付加年金保険料は、仕事柄外回りの機会が多い申立人の夫が納付書にて直接役場や金融機関に納めていたという主張も具体的であり不自然さは無い。

その他の事情を総合的に判断すると、申立人は、申立期間の国民年金保険料及び付加保険料を納付していたものと認められる。

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間について、その主張する標準賞与額4万6,000円に基づく厚生年金保険料を事業主により賞与から控除されていたことが認められることから、申立期間の標準賞与額に係る記録を4万6,000円に訂正することが必要である。

なお、事業主は、申立人に係る当該標準賞与額に基づく厚生年金保険料を納付する義務を履行していないと認められる。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 女
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和45年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 平成17年7月20日

平成17年7月20日に支給された賞与から厚生年金保険料を控除されたが、標準賞与額の記録が無い。

勤務先のA社が、社会保険事務所へ賞与支払届を提出していないことが分かったので、標準賞与額を訂正してほしい。

第3 委員会の判断の理由

申立人が保有していた給与明細書及びA社が保有していた賞与支給控除一覧表から、申立人は、平成17年7月20日に、A社から賞与の支払いを受け、当該賞与に係る厚生年金保険料を事業主により賞与から控除されていたことが認められる。

また、申立期間の標準賞与額については、賞与支給控除一覧表における厚生年金保険料控除額から、4万6,000円とすることが妥当である。

なお、申立人に係る保険料の事業主による納付義務の履行については、事業主は、申立期間に係る賞与支払届を社会保険事務所に提出しておらず、保険料も納付していないとしていることから、社会保険事務所は、申立人に係る申立期間の標準賞与額に基づく保険料について納入の告知を行っておらず、事業主は、当該賞与に係る保険料を納付する義務を履行していないと認められる。

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間について、その主張する標準賞与額 22 万 8,000 円に基づく厚生年金保険料を事業主により賞与から控除されていたことが認められることから、申立期間の標準賞与額に係る記録を 22 万 8,000 円に訂正することが必要である。

なお、事業主は、申立人に係る当該標準賞与額に基づく厚生年金保険料を納付する義務を履行していないと認められる。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和 26 年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 平成 17 年 7 月 20 日

平成 17 年 7 月 20 日に支給された賞与から厚生年金保険料を控除されたが、標準賞与額の記録が無い。

勤務先の A 社が、社会保険事務所へ賞与支払届を提出していないことが分かったので、標準賞与額を訂正してほしい。

第3 委員会の判断の理由

A 社が保有していた賞与支給控除一覧表から、申立人は、平成 17 年 7 月 20 日に、A 社から賞与の支払いを受け、当該賞与に係る厚生年金保険料を事業主により賞与から控除されていたことが認められる。

また、申立期間の標準賞与額については、賞与支給控除一覧表における厚生年金保険料控除額から、22 万 8,000 円とすることが妥当である。

なお、申立人に係る保険料の事業主による納付義務の履行については、事業主は、申立期間に係る賞与支払届を社会保険事務所に提出しておらず、保険料も納付していないとしていることから、社会保険事務所は、申立人に係る申立期間の標準賞与額に基づく保険料について納入の告知を行っておらず、事業主は、当該賞与に係る保険料を納付する義務を履行していないと認められる。

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間について、その主張する標準賞与額 11 万 9,000 円に基づく厚生年金保険料を事業主により賞与から控除されていたことが認められることから、申立期間の標準賞与額に係る記録を 11 万 9,000 円に訂正することが必要である。

なお、事業主は、申立人に係る当該標準賞与額に基づく厚生年金保険料を納付する義務を履行していないと認められる。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和 39 年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 平成 17 年 7 月 20 日

平成 17 年 7 月 20 日に支給された賞与から厚生年金保険料を控除されたが、標準賞与額の記録が無い。

勤務先の A 社が、社会保険事務所へ賞与支払届を提出していないことが分かったので、標準賞与額を訂正してほしい。

第3 委員会の判断の理由

A 社が保有していた賞与支給控除一覧表から、申立人は、平成 17 年 7 月 20 日に、A 社から賞与の支払いを受け、当該賞与に係る厚生年金保険料を事業主により賞与から控除されていたことが認められる。

また、申立期間の標準賞与額については、賞与支給控除一覧表における厚生年金保険料控除額から、11 万 9,000 円とすることが妥当である。

なお、申立人に係る保険料の事業主による納付義務の履行については、事業主は、申立期間に係る賞与支払届を社会保険事務所に提出しておらず、保険料も納付していないとしていることから、社会保険事務所は、申立人に係る申立期間の標準賞与額に基づく保険料について納入の告知を行っておらず、事業主は、当該賞与に係る保険料を納付する義務を履行していないと認められる。

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間について、その主張する標準賞与額7万円に基づく厚生年金保険料を事業主により賞与から控除されていたことが認められることから、申立期間の標準賞与額に係る記録を7万円に訂正することが必要である。

なお、事業主は、申立人に係る当該標準賞与額に基づく厚生年金保険料を納付する義務を履行していないと認められる。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和36年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 平成17年7月20日

平成17年7月20日に支給された賞与から厚生年金保険料を控除されたが、標準賞与額の記録が無い。

勤務先のA社が、社会保険事務所へ賞与支払届を提出していないことが分かったので、標準賞与額を訂正してほしい。

第3 委員会の判断の理由

A社が保有していた賞与支給控除一覧表から、申立人は、平成17年7月20日に、A社から賞与の支払いを受け、当該賞与に係る厚生年金保険料を事業主により賞与から控除されていたことが認められる。

また、申立期間の標準賞与額については、賞与支給控除一覧表における厚生年金保険料控除額から、7万円とすることが妥当である。

なお、申立人に係る保険料の事業主による納付義務の履行については、事業主は、申立期間に係る賞与支払届を社会保険事務所に提出しておらず、保険料も納付していないとしていることから、社会保険事務所は、申立人に係る申立期間の標準賞与額に基づく保険料について納入の告知を行っておらず、事業主は、当該賞与に係る保険料を納付する義務を履行していないと認められる。

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間について、その主張する標準賞与額7万4,000円に基づく厚生年金保険料を事業主により賞与から控除されていたことが認められることから、申立期間の標準賞与額に係る記録を7万4,000円に訂正することが必要である。

なお、事業主は、申立人に係る当該標準賞与額に基づく厚生年金保険料を納付する義務を履行していないと認められる。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和34年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 平成17年7月20日

平成17年7月20日に支給された賞与から厚生年金保険料を控除されたが、標準賞与額の記録が無い。

勤務先のA社が、社会保険事務所へ賞与支払届を提出していないことが分かったので、標準賞与額を訂正してほしい。

第3 委員会の判断の理由

A社が保有していた賞与支給控除一覧表から、申立人は、平成17年7月20日に、A社から賞与の支払いを受け、当該賞与に係る厚生年金保険料を事業主により賞与から控除されていたことが認められる。

また、申立期間の標準賞与額については、賞与支給控除一覧表における厚生年金保険料控除額から、7万4,000円とすることが妥当である。

なお、申立人に係る保険料の事業主による納付義務の履行については、事業主は、申立期間に係る賞与支払届を社会保険事務所に提出しておらず、保険料も納付していないとしていることから、社会保険事務所は、申立人に係る申立期間の標準賞与額に基づく保険料について納入の告知を行っておらず、事業主は、当該賞与に係る保険料を納付する義務を履行していないと認められる。

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間について、その主張する標準賞与額7万1,000円に基づく厚生年金保険料を事業主により賞与から控除されていたことが認められることから、申立期間の標準賞与額に係る記録を7万1,000円に訂正することが必要である。

なお、事業主は、申立人に係る当該標準賞与額に基づく厚生年金保険料を納付する義務を履行していないと認められる。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和33年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 平成17年7月20日

平成17年7月20日に支給された賞与から厚生年金保険料を控除されたが、標準賞与額の記録が無い。

勤務先のA社が、社会保険事務所へ賞与支払届を提出していないことが分かったので、標準賞与額を訂正してほしい。

第3 委員会の判断の理由

A社が保有していた賞与支給控除一覧表から、申立人は、平成17年7月20日に、A社から賞与の支払いを受け、当該賞与に係る厚生年金保険料をを事業主により賞与から控除されていたことが認められる。

また、申立期間の標準賞与額については、賞与支給控除一覧表における厚生年金保険料控除額から、7万1,000円とすることが妥当である。

なお、申立人に係る保険料の事業主による納付義務の履行については、事業主は、申立期間に係る賞与支払届を社会保険事務所に提出しておらず、保険料も納付していないとしていることから、社会保険事務所は、申立人に係る申立期間の標準賞与額に基づく保険料について納入の告知を行っておらず、事業主は、当該賞与に係る保険料を納付する義務を履行していないと認められる。

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間について、その主張する標準賞与額5万円に基づく厚生年金保険料を事業主により賞与から控除されていたことが認められることから、申立期間の標準賞与額に係る記録を5万円に訂正することが必要である。

なお、事業主は、申立人に係る当該標準賞与額に基づく厚生年金保険料を納付する義務を履行していないと認められる。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和44年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 平成17年7月20日

平成17年7月20日に支給された賞与から厚生年金保険料を控除されたが、標準賞与額の記録が無い。

勤務先のA社が、社会保険事務所へ賞与支払届を提出していないことが分かったので、標準賞与額を訂正してほしい。

第3 委員会の判断の理由

A社が保有していた賞与支給控除一覧表から、申立人は、平成17年7月20日に、A社から賞与の支払いを受け、当該賞与に係る厚生年金保険料を事業主により賞与から控除されていたことが認められる。

また、申立期間の標準賞与額については、賞与支給控除一覧表における厚生年金保険料控除額から、5万円とすることが妥当である。

なお、申立人に係る保険料の事業主による納付義務の履行については、事業主は、申立期間に係る賞与支払届を社会保険事務所に提出しておらず、保険料も納付していないとしていることから、社会保険事務所は、申立人に係る申立期間の標準賞与額に基づく保険料について納入の告知を行っておらず、事業主は、当該賞与に係る保険料を納付する義務を履行していないと認められる。

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間について、その主張する標準賞与額3万9,000円に基づく厚生年金保険料を事業主により賞与から控除されていたことが認められることから、申立期間の標準賞与額に係る記録を3万9,000円に訂正することが必要である。

なお、事業主は、申立人に係る当該標準賞与額に基づく厚生年金保険料を納付する義務を履行していないと認められる。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和28年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 平成17年7月20日

平成17年7月20日に支給された賞与から厚生年金保険料を控除されたが、標準賞与額の記録が無い。

勤務先のA社が、社会保険事務所へ賞与支払届を提出していないことが分かったので、標準賞与額を訂正してほしい。

第3 委員会の判断の理由

A社が保有していた賞与支給控除一覧表から、申立人は、平成17年7月20日に、A社から賞与の支払いを受け、当該賞与に係る厚生年金保険料を事業主により賞与から控除されていたことが認められる。

また、申立期間の標準賞与額については、賞与支給控除一覧表における厚生年金保険料控除額から、3万9,000円とすることが妥当である。

なお、申立人に係る保険料の事業主による納付義務の履行については、事業主は、申立期間に係る賞与支払届を社会保険事務所に提出しておらず、保険料も納付していないとしていることから、社会保険事務所は、申立人に係る申立期間の標準賞与額に基づく保険料について納入の告知を行っておらず、事業主は、当該賞与に係る保険料を納付する義務を履行していないと認められる。

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間について、その主張する標準賞与額3万4,000円に基づく厚生年金保険料を事業主により賞与から控除されていたことが認められることから、申立期間の標準賞与額に係る記録を3万4,000円に訂正することが必要である。

なお、事業主は、申立人に係る当該標準賞与額に基づく厚生年金保険料を納付する義務を履行していないと認められる。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和48年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 平成17年7月20日

平成17年7月20日に支給された賞与から厚生年金保険料を控除されたが、標準賞与額の記録が無い。

勤務先のA社が、社会保険事務所へ賞与支払届を提出していないことが分かったので、標準賞与額を訂正してほしい。

第3 委員会の判断の理由

A社が保有していた賞与支給控除一覧表から、申立人は、平成17年7月20日に、A社から賞与の支払いを受け、当該賞与に係る厚生年金保険料を事業主により賞与から控除されていたことが認められる。

また、申立期間の標準賞与額については、賞与支給控除一覧表における厚生年金保険料控除額から、3万4,000円とすることが妥当である。

なお、申立人に係る保険料の事業主による納付義務の履行については、事業主は、申立期間に係る賞与支払届を社会保険事務所に提出しておらず、保険料も納付していないとしていることから、社会保険事務所は、申立人に係る申立期間の標準賞与額に基づく保険料について納入の告知を行っておらず、事業主は、当該賞与に係る保険料を納付する義務を履行していないと認められる。

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間のうち昭和61年8月から63年5月までの期間について、その主張する標準報酬月額（24万円）に基づく厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことが認められることから、当該期間の標準報酬月額に係る記録を24万円に訂正することが必要である。

なお、事業主は、申立人に係る当該期間の厚生年金保険料を納付する義務を履行していないと認められる。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和20年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和61年6月16日から63年6月15日まで

A社に勤務していた期間について、標準報酬月額の記録が実際の報酬額より低いことがわかった。保険料控除額が確認できる給与明細書があるので、適正な金額に訂正してもらいたい。

第3 委員会の判断の理由

申立期間のうち昭和61年8月から63年5月までの期間について、申立人から提出のあった給与明細書により、申立人がその主張する標準報酬月額（24万円）に基づく厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていることが認められる。

なお、申立人に係る保険料の事業主による納付義務の履行については、事業主は不明としているが、給与明細書において確認できる保険料控除額に見合う標準報酬月額と社会保険事務所で記録されている標準報酬月額が、昭和61年8月から63年5月までの22か月間にわたり一致していないことから、事業主は、給与明細書で確認できる保険料控除額に見合う報酬月額を届け出ておらず、その結果、社会保険事務所は、当該標準報酬月額に見合う保険料について納入の告知を行っておらず、事業主は、当該保険料を納付する義務を履行していないと認められる。

一方、申立期間のうち昭和61年6月及び7月については、給与明細書、源泉徴収票等の資料が無いことなどから、申立人がその主張する標準報酬月額に基づく保険料を事業主により給与から控除されていたと認めることはできない。

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間のうち、昭和39年2月10日から41年1月25日までの期間について、厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことが認められることから、申立人のA社における、資格取得日に係る記録を昭和39年2月10日に、資格喪失日に係る記録を41年1月25日に訂正し、昭和39年2月から同年9月までの標準報酬月額を1万6,000円、同年10月から40年5月までの標準報酬月額を1万8,000円、同年6月から同年9月までの標準報酬月額を2万2,000円、同年10月から同年12月までの標準報酬月額を2万4,000円とすることが必要である。

なお、事業主は、申立人に係る当該期間の厚生年金保険料を納付する義務を履行していないと認められる。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和21年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和39年2月5日から43年7月1日まで

A社に勤務していた期間の、厚生年金保険被保険者記録が無い。正社員として勤務しており、厚生年金保険料も支払っていた記憶があるので、申立期間において被保険者であったことを認めてほしい。

第3 委員会の判断の理由

雇用保険の記録及び同僚の証言等から、申立人が、申立期間のうち昭和39年2月10日から41年1月25日までの期間について、A社に勤務していたことが認められる。

また、申立人が当時の同僚として名前を挙げた8人のすべてについて、申立てに係る事業所における厚生年金保険の被保険者記録が確認できるとともに、事業所はすでに全喪しているが、当時の事業主の親族から、「当時はパートという勤務形態は無く、すべて正社員であり、正社員は必ず社会保険に加入させていた。」との証言を得ている。

これらを総合的に判断すると、申立人は、申立期間のうち昭和39年2月から40年12月までの期間に係る厚生年金保険料を、事業主により給与から控除

されていたことが認められる。

また、申立期間のうち、昭和39年2月10日から41年1月25日までの期間の標準報酬月額については、同時期に勤務していた同僚の記録から、昭和39年2月から同年9月までは1万6,000円、同年10月から40年5月までは1万8,000円、同年6月から同年9月までは2万2,000円、同年10月から同年12月までを2万4,000円とすることが妥当である。

なお、申立人に係る保険料の事業主による納付義務の履行については、当該事業所はすでに全喪しており、当時の事業主も死亡しているため、これを確認することはできないが、申立期間の被保険者原票の整理番号に欠番が見当たらないことから、申立人に係る社会保険事務所の記録が失われたことは考えられない。仮に、事業主から申立人に係る被保険者資格の取得届が提出された場合には、その後被保険者標準報酬月額算定基礎届や被保険者資格の喪失届を提出する機会があったこととなるが、いずれの機会においても社会保険事務所が当該届出を記録しておらず、これは通常の事務処理では考え難いことから、事業主から当該社会保険事務所へ資格の得喪等に係る届出は行われておらず、その結果、社会保険事務所は、申立人に係る昭和39年2月から40年12月までの保険料について納入の告知を行っておらず、事業主は当該期間に係る保険料を納付する義務を履行していないと認められる。

一方、申立期間のうち、昭和41年1月25日から43年7月1日までの期間については、雇用保険の記録が確認できず、ほかに関連資料及び周辺事情も無いことから、申立人が厚生年金保険被保険者として当該期間に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことを認めることはできない。

第1 委員会の結論

申立人の昭和43年10月から44年3月までの国民年金保険料については、還付されていないものと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和12年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和43年10月から44年3月まで

申立期間の国民年金保険料納付記録について照会したところ、「当該期間の国民年金保険料は厚生年金保険加入のため、還付済み。」との回答をもらった。還付を受けた記憶は無く、納付できない。

第3 委員会の判断の理由

申立人は、「申立期間の国民年金保険料に係る還付金を受け取っていない。」と主張しているが、申立期間は厚生年金保険に加入している期間であり、重複して国民年金保険料を納付していたことが確認できることから、申立期間の国民年金保険料が還付されていることについて不自然さは見られない。

また、社会保険事務所の特殊台帳の備考欄に、「還付 昭和43年10月から44年3月まで1,350円 44年10月14日」と記載されている上、国民年金保険料還付整理簿には、還付対象期間、還付金額、還付決定日及び還付支払日が記載されており、この記載内容に不合理な点は見当たらない。

さらに、市役所が保有する申立人の国民年金被保険者名簿には、申立期間の保険料について、還付処理されたことが記載されており、この記載内容に不合理な点はなく、ほかに申立人に対し保険料が還付されたことを疑わせる事情も見当たらない。

これら申立内容及びこれまで収集した関連資料、周辺事情を総合的に判断すると、申立人が申立期間の国民年金保険料を還付されていないものと認めることはできない。

栃木国民年金 事案 539

第1 委員会の結論

申立人の昭和 52 年 6 月の国民年金保険料については、還付されていないものと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和 20 年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和 52 年 6 月

申立期間の国民年金保険料納付記録について照会したところ、昭和 52 年 6 月の国民年金保険料は納付の事実は確認できるが、同月は厚生年金保険加入のため、保険料は還付されているとの回答をもらった。還付金を受けた記憶は無く、納得できない。

第3 委員会の判断の理由

申立人が昭和 52 年 6 月の厚生年金保険加入期間について、重複して国民年金保険料を納付していたことが確認できることから、申立期間の国民年金保険料が還付されていることに不自然さは見られない。

また、社会保険庁が保有する申立人の特殊台帳の備考欄には、「還付決定 決定 52.12.1 期間 52.6 金額 2,200 円」と記載されており、この記載内容に不合理な点はなく、社会保険事務所において還付に関する一連の事務処理が行なわれたことがうかがえる。

さらに、申立人から聴取しても、国民年金保険料の還付がなされていないことをうかがわせる事情も見当たらない。

これら申立内容及びこれまで収集した関連資料、周辺事情を総合的に判断すると、申立人が申立期間の国民年金保険料を還付されていないものと認めることはできない。

第1 委員会の結論

申立人の平成6年4月から8年2月までの国民年金保険料については、納付していたものと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 女
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和9年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 平成6年4月から8年2月まで

国民年金保険料の納付記録について照会したところ、平成6年4月から8年2月までの納付事実が確認できなかったとの回答をもらった。役場に出向き高齢任意加入の詳しい説明を聞き、平成6年4月に加入手続を行ない、役場内の銀行に納付し、その後、毎月納入を継続していたので、申立期間が未納とされていることに納得がいかない。

第3 委員会の判断の理由

申立人は、平成6年4月に高齢任意加入の手続を行ない、保険料を納付していたと申し立てているが、申立人が所有している年金手帳、市町村の国民年金被保険者名簿及び社会保険庁のオンライン記録ともに、平成8年3月に高齢任意加入をしていることが確認できることから、申立人の申立内容と相違する。

また、申立人は、平成6年4月から8年2月までの申立期間を役場内の金融機関で納付していたと主張しているが、約2年間という長期に及んでおり、行政側の^{かし}瑕疵により申立期間の国民年金記録が不明になったとも考え難く、保険料を納付した形跡も見当たらない。

さらに、高齢任意加入においてはさかのぼって保険料を納付することはできないことから、申立期間を納付していた可能性はうかがえない。

加えて、申立期間の国民年金保険料を納付したことを示す関連資料（家計簿、確定申告書等）は無い。

これら申立内容及びこれまで収集した関連資料、周辺事情を総合的に判断すると、申立人が申立期間の国民年金保険料を納付していたものと認めることはできない。

第1 委員会の結論

申立人の昭和 36 年 4 月から 37 年 3 月までの期間及び 45 年 8 月から 46 年 3 月までの期間の国民年金保険料については、納付していたものと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 大正 15 年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : ① 昭和 36 年 4 月から 37 年 3 月まで
② 昭和 45 年 8 月から 46 年 3 月まで

申立期間①当時、個人会社を経営しており、従業員の経理担当者に国民年金加入手続及び保険料納付をさせていた。当時、経済の成長期であり経済的な面で納められない時期ではなかったため、申立期間が未納とされているのは納得できない。

申立期間②については、妻が厚生年金保険から国民年金への切替手続を行ったものの、国民年金保険料は自分で納付しており、未納とされているのは納得できない。

第3 委員会の判断の理由

申立期間①について、申立人が申立期間の国民年金保険料を納付していたことを示す関連資料（家計簿、確定申告書等）は無く、しかも、申立人自身は国民年金の手続に全く関与していなかったため、国民年金の加入状況及び納付状況が不明である。

また、申立人は、「自分が経営していた会社の従業員に国民年金の加入手続及び保険料納付をさせていた。」と主張しているとおおり、申立人の国民年金手帳記号番号は昭和 37 年 10 月 10 日に払い出されているが、この時点で申立期間は過年度納付期間であり、元従業員からも、同期間について納付したとの回答を得ることはできなかった。

さらに、申立期間②について、申立人の厚生年金保険から国民年金加入の切替手続を行ったとするその妻も、昭和 45 年 8 月から国民年金強制加入者となるが、国民年金未加入である。

加えて、通常、国民年金手帳は1冊の綴りとなっているが、申立人から提出のあった国民年金手帳の写しは、昭和47年度国民年金印紙検認記録1枚だけであり不自然である。

これら申立内容及びこれまで収集した関連資料、周辺事情を総合的に判断すると、申立人が申立期間の国民年金保険料を納付していたものと認めることはできない。

栃木国民年金 事案 542

第1 委員会の結論

申立人の昭和36年4月から43年7月までの期間の国民年金保険料については、納付していたものと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 女
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和11年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和36年4月から43年7月まで
国民年金保険料の納付記録を確認したところ、昭和36年4月から43年7月までの期間の納付事実が確認できなかったとの回答をもらった。
結婚記念に友人に勧められ加入し、支払いについては、店が忙しかつたので母親に依頼し納付していたはずなので、未納とされていることに納得がいかない。

第3 委員会の判断の理由

申立人が申立期間に係る国民年金保険料を納付していたことを示す関連資料（家計簿、確定申告書等）が無く、国民年金への加入手続及び保険料納付については、申立人の夫と母親が行っていたとしており、申立人自身は直接関与していないことから、国民年金の加入手続及び納付状況が不明であり、かつ、申立人に代わり申立人の国民年金保険料納付を行ったとする母親は既に死亡しており、当時の状況を確認できない。

また、申立人の国民年金手帳記号番号は昭和43年8月19日に払い出されており、この時点では、申立期間の大半は時効により納付できない期間であり、別の国民年金手帳記号番号が払い出されていたことをうかがわせる事情も見当たらない。

これら申立内容及びこれら収集した関連資料、周辺事情を総合的に判断すると、申立人が申立期間の国民年金保険料を納付していたものと認めることはできない。

第1 委員会の結論

申立人の昭和 36 年 7 月から 38 年 7 月までの国民年金保険料については、納付していたものと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和 10 年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和 36 年 7 月から 38 年 7 月まで
国民年金保険料の納付記録を確認したところ、昭和 36 年 7 月から 38 年 7 月までの期間の納付事実が確認できなかったとの回答をもらった。
私は、時期は忘れてしまったが、市役所から特例納付により国民年金保険料の滞納分の納付が可能との通知を受け取り、市役所で納付書の再交付を受け金融機関に保険料を納付した。未納は納得できない。

第3 委員会の判断の理由

申立人が申立期間に係る国民年金保険料を納付していたことを示す関連資料（家計簿、確定申告書等）が無く、特例納付を行ったとするその時期、金額を覚えていないことから、申立期間の保険料納付状況が不明である。

また、申立人は、市役所から特例納付の通知を受け、市役所で特例納付の納付書を作成してもらったと述べているが、市役所によれば、個別に特例納付の通知をしたことはないとしている上、特例納付の納付書の作成もしていなかったとの回答を得ていることから、申立人のみに通知がなされた可能性は低いと思われる。

さらに、申立人は、国民年金保険料の納付は常に夫婦二人分を納付していたとしていること及びその妻の納付記録には昭和 48 年度に一部過年度納付と思われる記録があることから、申立人に、市役所から集合徴収の通知がなされ、申立人は、この通知を特例納付の通知と思料している可能性がある。

これら申立内容及びこれまで収集した関連資料、周辺事情を総合的に判断すると、申立人が申立期間の国民年金保険料を納付していたものと認めることはできない。

第1 委員会の結論

申立人の昭和42年4月から43年3月までの期間及び43年7月から44年3月までの期間の国民年金保険料については、納付していたものと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏名 : 女
基礎年金番号 :
生年月日 : 昭和19年生
住所 :

2 申立内容の要旨

申立期間 : ① 昭和42年4月から43年3月まで
② 昭和43年7月から44年3月まで

2年近くもの間、国民年金保険料を未納にしていた記憶は無いし、納付するよう催告があれば、必ず納付したと思うので、申立期間について未納となっていることは納得できない。

第3 委員会の判断の理由

申立人が申立期間の国民年金保険料を納付していたことを示す関連資料（家計簿、確定申告書等）が無く、申立人から聴取しても、納付時期及び納付場所が明確でないことから、保険料の納付状況が不明である。

また、申立人は、2年近くもの間、国民年金保険料を未納にしていた記憶は無いとしているが、社会保険事務所の被保険者台帳によると、昭和45年4月から47年3月までの2年間について保険料を未納としていたところ、そのうち1年9か月分について47年9月にまとめて過年度納付しており、申立期間以外にも長期間未納にしていた時期があったことが確認できる。

さらに、申立期間については社会保険事務所から納付勧奨の通知が届いたと考えられるものの、市町村の国民年金被保険者名簿によると、昭和43年12月に住所変更届及び氏名変更届が受理されており、少なくとも申立期間①についての納付勧奨は変更前の住所宛に届いたと考えられ、申立人が納付することはできなかった可能性がある。

加えて、申立期間について同居家族と一緒に納付した事情もうかがえない。

これら申立内容及びこれまで収集した関連資料、周辺事情を総合的に判断すると、申立人が申立期間の国民年金保険料を納付していたものと認めることはできない。

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間について、厚生年金保険被保険者として厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和 23 年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和 60 年 4 月 1 日から 61 年 8 月 31 日まで

私は、申立期間について同僚の紹介で、A社に勤務しており、当時の写真からもそのことが確認できるので、申立期間について厚生年金保険の被保険者であったことを認めていただきたい。

第3 委員会の判断の理由

申立人が、申立期間について厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていた事実を確認できる給与明細書等の資料は無く、申立人の厚生年金保険料が控除されていたことを確認することができない。

また、申立人は、A社の昭和 60 年 6 月 14 日に実施された社員旅行で撮影されたと認められる記念写真に写っていることから、同事業所に勤務していたことは認められるが、申立人が勤務する約 1 年前から同事業所に勤務していたと推認される同僚は、同年 12 月 1 日に被保険者資格を取得していることが確認できるなど、同事業所では、入社後、一定期間を経て、社員を社会保険に加入させていた可能性が考えられる。

さらに、雇用保険の加入記録について確認しても、申立期間について被保険者であった記録は確認できなかった。

加えて、申立期間について、社会保険事務所が保管している被保険者名簿を調査したところ、申立期間における健康保険証の整理番号に欠落は無く、申立人の氏名を確認することはできない。

これら申立内容及びこれまで収集した関連資料、周辺事情等を総合的に判断すると、申立人が厚生年金保険被保険者として、申立期間に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたと認めることはできない。

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間について、申立人が主張する標準報酬月額に基づく厚生年金保険料を給与から控除されていたと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和 23 年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和 61 年 4 月 1 日から平成 18 年 5 月 31 日まで
昭和 61 年 4 月から、A 社に経営者として入社して厚生年金保険に加入していたが、当時の報酬額に比べて、標準報酬月額が低いのは納得がいかない。給与明細書等はないが、入社時より 40 万から 50 万円は支給されていたはずである。再調査をお願いしたい。

第3 委員会の判断の理由

申立人が申立期間において、その主張する標準報酬月額に基づく厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことを確認できる給与明細書等の関連資料はない。

また、申立人は、A 社に入社時から経営者であったと主張しているが、雇用保険の被保険者記録が昭和 61 年 4 月 1 日から平成元年 11 月 1 日まで確認できるほか、同事業所の商業登記簿謄本によると、申立人が取締役就任したのが同年 11 月 1 日と記載されていることから、入社時から経営者であったとする申立人の主張は不自然である上、同社の創業者（故人）の妻は、創業時から会社の事務を担当しており、「申立人が、仮に入社時から申立てどおりの報酬額を受け取っていたとすれば、当時、社長であった夫の報酬額よりも高額となるためあり得ない。また、申立人を会社の後継者とした平成元年から、申立人の報酬額を上げた。」と証言している。

さらに、創業者の妻が所持していた従業員名簿における申立人の欄には、「工場長 30 万」との記載が確認できる上、社会保険庁の記録とも一致している。

加えて、平成 2 年 2 月 1 日以降の標準報酬月額に関しては、当時の上限であるため、仮に報酬額が上限以上であっても、これ以上の標準報酬月額になることは無い。

これら申立内容及びこれまで収集した関連資料、周辺事情を総合的に判

断すると、申立期間について、申立人がその主張する標準報酬月額に基づく厚生年金保険料を給与から控除されていたと認めることはできない。

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間について、厚生年金保険被保険者として厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和8年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和31年9月から32年8月まで
社会保険事務所の記録では、A社に勤務した期間が厚生年金保険に未加入とされているが、給与から厚生年金保険料が控除されていたはずなので、当該期間について被保険者として認めてほしい。

第3 委員会の判断の理由

申立人が厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていた事実を確認できる給与明細書、源泉徴収票などの資料は無く、申立人も保険料控除に関する具体的な記憶が無い。

また、事業所は現存しているものの、当時の事務担当者が他界しており、申立人の厚生年金保険料が給与から控除されていた事実を確認することができない上、申立人は、当該事業所における上司、同僚等に関する記憶が不明瞭で、これらの者から申立人の勤務の実態や厚生年金保険料の控除について証言を得ることができない。

さらに、社会保険事務所が保有するA社に係る被保険者名簿を調査したところ、昭和31年9月1日から同年10月1日までの期間に被保険者資格を取得した者は欠番無く並んでおり、そこに申立人の氏名の記載は無い。

これら申立内容及びこれまで収集した関連資料等を総合的に判断すると、申立人が厚生年金保険被保険者として申立期間に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことを認めることはできない。

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間について、厚生年金保険被保険者として厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和 13 年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : ① 昭和 31 年 5 月 1 日から 32 年 7 月 1 日まで
② 昭和 32 年 7 月 1 日から 33 年 9 月 1 日まで
③ 昭和 34 年 5 月 1 日から 39 年 7 月 1 日まで

私の年金記録について、厚生年金保険の期間照会をしたところ、①A事業所、②B事業所及び③C事業所に勤務していた期間の加入記録が見つからないとの回答を得たが、当時厚生年金保険に加入していたはずなので再調査してほしい。

第3 委員会の判断の理由

申立期間①について、A事業所は、D事業所が昭和 31 年 4 月 30 日に厚生年金保険の適用事業所を全喪後、一時、称していた会社名であるところ、申立人は、この事実等を詳細に記憶していることから、申立ての事業所に勤務していたことを推認することができるものの、当該事業所名では厚生年金保険の適用事業所としての記録が確認できず、申立人が申立期間に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたとは考え難い。

また、社会保険庁の記録によると、D事業所は適用事業所を昭和 31 年 4 月 30 日全喪後、33 年 7 月 1 日に再度、適用事業所となったことも確認できる。

さらに、事業主の親族は、申立当時の賃金台帳及び関係資料は残っていないとしている。

申立期間②について、事業所所在地、業務内容を詳細に記憶していることから、申立ての事業所に勤務していたことを推認することができる。

しかしながら、申立ての事業所であるB事業所は、申立期間当初においては個人事業所であり、昭和 32 年 9 月 18 日にE事業所として会社設立し、同年 11 月 1 日に新規適用事業所となっていることから、申立期間②のうち同年

7月1日から同年10月30日までは厚生年金保険の未適用事業所であった。

また、社会保険庁の記録によると、申立人は申立期間以降の昭和33年9月7日付けでE事業所における厚生年金保険の被保険者となっているが、申立期間②のうち32年11月1日から33年9月1日までの期間における整理番号に欠番は無く、申立人に対し他の整理番号が付番されたことをうかがわせる事情も見当たらないことから、当該事業所は33年9月7日付けで申立人の厚生年金保険の資格取得の届出を行ったことを推認することができる。

申立期間③について、事業所所在地、業務内容を詳細に記憶していることから、申立ての事業所に勤務していたことを推認することができるものの、当該事業所が厚生年金保険の適用事業所となったのは、昭和45年10月1日であり、申立期間は未適用事業所であったことから、申立人が厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたとは考え難い。

また、当該事業所は現存しているものの、申立当時の賃金台帳及び関係資料は残っていないとしている。

さらに、申立人はすべての申立期間において、事業主により給与から厚生年金保険料を控除されていた事実を確認できる給与明細書や源泉徴収票等の資料は無い。

これら申立内容及びこれまで収集した関連資料、周辺事情を総合的に判断すると、申立人が厚生年金保険被保険者として申立期間に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたと認めることはできない。